

山梨県公報

第二千七百六十九号

平成三十年

二月二十二日

木曜日

目次

- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………四五
- 換地計画の決定……………四六
- 道路の区域変更(三件)……………四六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四八
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四八

告示

山梨県告示第四十二号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成三十年二月二十三日から適用する。

平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間	耐水試験機	6300円
		じんあい試験機	6600円
		全焦点3D表面形状測定機	2,8700円
		卓上型分光測色計	5200円
		エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置	2,9100円

2の表中

素材、機械、電子及び化学	材料試験(表面分析試験)	1 試料	表面分析 深さ方向分析	16,390円 29,510円
	エックス線回折試験	1 試料	エックス線回折装置 による分析 定性分析 応力測定	2,330円 5,720円 7,800円
	電子顕微鏡(電子顕微鏡(E P M A)による面線定性分析)	1 試料 複成分		19,810円 24,760円
	化学試験(I C P 発光分光法による定量分析)	1 測定	測定波長領域 190nm~800nm 120nm~800nm	6,420円 8,750円

ガスクロマトグラフ質量分析計	7,710円
洗濯試験機	550円
倒立顕微鏡	6300円

を

繊維（ニット製品及びその原材料は除く。）	その他 の試験	1 視野	顕微鏡試験（倒立顕微鏡による像観察）	830円
貴金属及び宝石 鉱石	その他 の試験	1 件	エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析	3,470円
素材、機械、電子及び化学	材料試験（表面分析試験）	1 試料	表面分析 深さ方向分析	16,390円 29,510円
		1 試料	エックス線回折装置による分析 応力測定	2,330円 5,720円 7,800円
	電子顕微鏡（電子顕微鏡（EPM）による画線定性分析）	1 試料	電子顕微鏡試験	19,810円 24,760円
		1 成分 複成分		

に改める。

化学試験（ICP発光分光法による定量分析）	1 測定	測定波長領域 190nm～800nm 120nm～800nm	6,420円 8,750円
	1 件	全焦点3D表面形状測定機による測定	3,450円
その他 の試験	1 件	全焦点3D表面形状測定機によるつなぎ合わせ測定	6,910円
	1 件	機器分析（ガスクロマトグラフ質量分析計による測定）	19,830円

山梨県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営田園空間整備事業（あすた地区平山工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関
係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。
平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年二月二十三日から同年三月二十三日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年三月二十四日から同年四月七日まで

山梨県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成三十年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北原下条南割線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
先から 地先まで	斐崎市大草町上條東割字羽根前八九〇番地 斐崎市龍岡町下條東割字門開一〇六九番一	五・三	八・五	二二・〇	八九九・一
		二二・〇	五九・五		
					八七五・七

山梨県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成三十年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
先から 地先まで	北杜市須玉町若神子字鯨四二二一番五三三 北杜市須玉町若神子字鯨四二二一番五〇地	八・一	一〇・二	一一・三	一〇二・一
		一一・三	一六・九		
					一〇二・一

山梨県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
山梨市上石森字上手原一四九番七地先から 山梨市上石森字上手原一三八番一地先まで		一四・〇	一四・〇	五五・五	七〇・〇
		五五・五	三七・〇		
					七〇・〇

山梨県告示第四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十五号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

久保	標柱番号				
	郡	市	町	大字	字
一	南巨摩郡	身延町	久保	寺ノ上	四五九番一
二	同	同	同	同	四八〇番
三	同	同	同	夏作	三九二番
四	同	同	同	同	三二五番
五	同	同	同	同	四〇八番

山梨県公安委員会
委員長 赤岡利行

別表第四の一三三の項を次のように改める。

一三三	市道	甲府市城東二丁目四番三号先(市道同士の十字路交差点)から甲府市城東二丁目一番一〇号先(市道同士の十字路交差点)まで(一〇〇メートル)	車両(軽車両を除く)	車両進行 南から北へ終日	甲府	平成三〇年二月二十二日 告示第二六号
-----	----	--	------------	-----------------	----	-----------------------

別表第四の六一〇の項の次に次のように加える。

六一一	市道	北杜市小淵沢町八五四番地二先(JR小淵沢駅ロータリー入口から出口までの間)(六〇メートル)	車両進行 ロータリー入口からロータリー内を時計回り 終日	北杜	平成三〇年二月二十二日 告示第二六号
-----	----	---	------------------------------------	----	-----------------------

別表第十の二七四の項を次のように改める。

二七四	市道	甲府市朝日三丁目三番一〇号先	四	甲府	平成三〇年二月二十二日 告示第二六号
-----	----	----------------	---	----	-----------------------

別表第十の二、二五九の項を次のように改める。

二、二五九	国道五号	甲府市貢川一丁目五番三五号先	二	甲府	平成三〇年二月二十二日 告示第二六号
-------	------	----------------	---	----	-----------------------

別表第十の五、五四八の項の次に次のように加える。

公 告

六	同	同	同	同	同	三〇八番一
七	同	同	同	同	同	同
八	同	同	同	同	同	三二二番
九	同	同	同	同	同	三五九番
十	同	同	同	同	同	三四五番
十一	同	同	同	寺ノ上	同	四六三番一
十二	同	同	同	同	同	四六二番一
十三	同	同	同	同	同	同
十四	同	同	同	同	同	同
十五	同	同	同	同	同	同

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年二月二十二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 上野原市上野原字梨久保三千百四十二番
- 二の二 一部、三千百四十二番五の一部、三千百六十三番一の一部、三千百六十三番二の一部、三千百六十三番四の一部、三千百六十三番六の一部及び三千百六十四番一並びに道の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市長 江口英雄

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成三十年二月二十二日

五、五四九	国道五	甲府市貢川一丁目四番先	一	甲府	平成三〇年二月 二二日	告示第二六号
-------	-----	-------------	---	----	----------------	--------

別表第十六の一、九二八の項の次に次のように加える。

一一、九二九	市道	甲斐市竜王一、九三二番地先 (市道同士の十字路交差点・北 進車両)	北杜	北杜	平成三〇年二月 二二日	告示第二六号
一一、九三〇	市道	北杜市小淵沢町八五四番地二先 (市道同士の交差点・南進 車両)	北杜	北杜	平成三〇年二月 二二日	告示第二六号
一一、九三一	農道	山梨市東二、四三八番地四先 (農道同士の十字路交差点・東 進車両)	日下部	日下部	平成三〇年二月 二二日	告示第二六号
一一、九三二	農道	山梨市東二、四六一番地一先 (農道同士の十字路交差点・西 進車両)	日下部	日下部	平成三〇年二月 二二日	告示第二六号

別表第十七の一、三九八の項の次に次のように加える。

一、三九九	市道	北杜市小淵沢町 八五四番地二先 (JR小淵沢駅 ロータリー入口 から出口までの 間)	六〇	北杜	北杜	平成三〇 年二月二 二日	告示第二 六号
-------	----	---	----	----	----	--------------------	------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番